

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和 5年 5月 24日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 豊橋市花田町字齊藤1番地		
氏名 イチビキ株式会社 第三工場		
第三工場長 川上 尚之		
電話番号 0532-31-1341		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	イチビキ株式会社 第三工場	
事業場の所在地	豊橋市花田町字齊藤1番地	
計画期間	令和5年4月1日から令和5年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	食料品製造業	
② 事業の規模	前年度製品出荷額 50億円	
③ 従業員数	57人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程 ・圧搾工程 → 廃プラスチック(ろ布) ・製成工程 → セラト粕 ・包装工程 → 廃酸(しょう油) ・廃プラスチック 委託処理 ・廃水処理 → 汚泥 → 脱水	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
廃棄物総括責任者		(工場長)	
廃棄物管理担当者		(工務課)	
廃棄物担当		(製造課・工務課)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (R 4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セライト粕・排水・残さ) 廃酸 (しょう油)	廃プラスチック
	排出量	5, 478 t	30 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥 (セライト粕) 濾過前の液を清澄にし、ろ剤使用量を削減する (諸味の品質向上)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (セライト粕・排水・残さ) 廃酸 (しょう油)	廃プラスチック
	排出量	5, 300 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き現在の取り組みを実施する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・製造工程より発生する汚泥・廃酸などの廃棄物はすべて分別されている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在実施している分別を維持していく。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ R 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ R 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5, 074 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・汚泥（排水） 排水処理における余剰汚泥の脱水 ・廃酸（しょう油） 廃水処理場での処理			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4, 660 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・引き続き現在の取り組みを実施する			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（R4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・自社での処分なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（R4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	全処理委託量	404 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	404 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・汚泥のすべてを堆肥化処分として委託。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（セライト粕・排水・残さ） 廃酸（しょう油）	廃プラスチック
	全処理委託量	400 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理 委託量	400 t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥すべての堆肥化処分を継続、充填工程における包装容器等の不良率の減少を図る。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和4年度の産業廃棄物発生量及び令和5年度の目標

(単位：t/年)

項目	産業廃棄物の種類 (名称)	汚泥	汚泥	汚泥	廃酸	廃プラスチック類	廃プラスチック類	合計
		セライト粕	排水	残さ	しょうゆ		ろ布	
3 年 度 の 実 績	4年度の産業廃棄物発生量	115	5180	30	153	27	3	5508
	①自ら再生利用した量							0
	②自ら熱回収を行った量(t/年)							0
	③自ら中間処理により減量した量		4921		153			5074
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量							0
	⑤全処理委託量	115	259	30		27	3	434
	⑥優良認定処理業者への処理委託量							0
	⑦再利用業者への処理委託量	115	259	30				404
	⑧認定熱回収業者への処理委託量							0
⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							0	
4 年 度 の 目 標	5年度の産業廃棄物発生量	110	5000	30	160	27	3	5330
	①自ら再生利用した量							0
	②自ら熱回収を行った量(t/年)							0
	③自ら中間処理により減量した量		4500		160			4660
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量							0
	⑤全処理委託量	110	260	30		27	3	430
	⑥優良認定処理業者への処理委託量							0
	⑦再利用業者への処理委託量	110	260	30				400
	⑧認定熱回収業者への処理委託量							0
⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							0	